

株主各位

東京都中央区京橋二丁目14番1号

株式会社鎌倉新書

代表取締役社長兼会長CEO 清水 祐孝

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年4月16日（木曜日）午後6時30分までに当社へ到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年4月17日（金曜日）午前10時
(受付開始時刻 午前9時)

2. 場 所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号
東京建物日本橋ビル3階
コングレスクエア日本橋 コンベンションホール C・D
(開催場所が昨年と異なります。末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご来場ください。)

3. 目的事項
報告事項 1. 第36期（2019年2月1日から2020年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2019年2月1日から2020年1月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますよう重ねてお願い申しあげます。株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kamakura-net.co.jp>)に掲載させていただきます。

なお、総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の企業成長と経営基盤の強化のための内部留保を確保し、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。

第36期の期末配当につきましては、以下の内容と致したく、ご承認をお願いするものであります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

① 当社普通株式1株につき金3円

② 配当総額 115,210,119円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年4月20日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の事業活動の現在の状況に即して事業内容をより明確にし、今後の事業展開等に対応するため、定款の目的に所要の変更を行い、また、項目の新設に伴う号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットを利用した情報提供サービス 2. 書籍出版業 3. 美術出版業 4. 広告代理店業 5. 日用雑貨の販売業 6. 商品企画販売及び催事企画 7. 経営コンサルタント業 8. 葬儀に関する情報の提供及び仲介、斡旋業 9. 葬儀全般に関する業 10. 宗教用品の販売業 11. 納骨全般に関する業 	<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インターネットを利用した情報提供サービス 2. 書籍出版業 3. 美術出版業 4. 広告代理店業 5. 日用雑貨の販売業 6. 商品企画販売及び催事企画 7. 経営コンサルタント業 8. 葬儀に関する情報の提供及び仲介、斡旋業 9. 葬儀全般に関する業 10. 宗教用品の販売業 11. 納骨全般に関する業 12. <u>相続等に関する調査、分析、助言、および情報サイトの運営</u> 13. <u>介護、健康、医療、福祉等に関する調査、分析、助言、および情報サイトの運営</u> 14. <u>不動産に関するコンサルティング業務</u> 15. <u>不動産の仲介、管理、売買、賃貸及び斡旋に関する業務</u> 16. <u>宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業務</u> 17. <u>宅地建物取引業法に規定する取引一任代理等に係る業務</u> 18. <u>不動産特定共同事業法に基づく業務</u> 19. <u>生命保険の募集に関する業務</u> 20. <u>損害保険代理業</u> 21. <u>少額短期保険業者が引き受ける保険募集に係る業務</u> 22. <u>保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援</u> 23. <u>金融商品取引法に規定する投資運用業</u> 24. <u>金融商品取引法に規定する投資助言・代理業</u> 25. <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業</u> 26. <u>資金業</u> 27. <u>資産運用に関する業務</u> 28. <u>前各号に附帯する一切の業務</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	し　　みず　　ひろ　　たか 清　　水　　祐　　孝 (1963年1月24日)	1986年4月 国際証券株式会社入社 1990年1月 当社入社 1995年6月 当社取締役 2002年3月 当社代表取締役社長 2013年12月 公益財団法人つなぐいのち基金理事 2016年2月 当社執行役員 2017年9月 当社代表取締役会長 2019年2月 当社代表取締役社長 2019年2月 株式会社ハウスポートクラブ取締役（現任） 2019年4月 当社代表取締役社長兼会長CEO（現任） 2019年5月 公益財団法人つなぐいのち基金代表理事（現任） 2019年9月 株式会社アックスコンサルティング取締役（現任）	11,458,944株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	小林史生 (1974年2月15日)	<p>1998年4月 日産トレーディング株式会社 入社</p> <p>2000年8月 楽天株式会社入社</p> <p>2008年10月 米国 LinkShare Corporation (現Rakuten Marketing) Vice President</p> <p>2011年4月 米国 Rakuten.com President</p> <p>2017年6月 当社入社 当社執行役員</p> <p>2018年4月 当社取締役</p> <p>2019年2月 株式会社ハウスポートクラブ 取締役 (現任)</p> <p>2019年4月 当社代表取締役C O O (現任)</p>	80,000株
3	須藤諭史 (1977年2月9日)	<p>2004年4月 応用地質株式会社入社</p> <p>2007年9月 富士電機株式会社入社</p> <p>2012年3月 株式会社コロプラ入社</p> <p>2013年2月 株式会社ワコム入社</p> <p>2014年2月 当社入社 経営管理部部長</p> <p>2014年7月 当社執行役員</p> <p>2015年4月 当社取締役</p> <p>2017年11月 当社金融サービス準備室長</p> <p>2019年4月 当社代表取締役C F O (現任)</p> <p>2019年5月 株式会社ルートレック・ネットワークス取締役</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
4	余語邦彦 (1956年11月11日)	<p>1983年4月 科学技術庁 原子力局政策課 入庁</p> <p>1990年12月 マッキンゼー・アンド・カン パニー・インク・ジャパン入 社</p> <p>2000年5月 株式会社光通信取締役副社長 (co-C E O)</p> <p>2003年8月 株式会社産業再生機構執行役 員</p> <p>2004年5月 カネボウ化粧品株式会社取締 役兼代表執行役会長・最高経 営責任者 (C E O)</p> <p>2006年6月 アルゼ株式会社代表取締役・ 最高経営責任者 (C E O)</p> <p>2008年4月 ビジネス・ブレークスルーダ 大学院教授 (現任)</p> <p>2012年2月 大阪市・大阪府特別顧問</p> <p>2017年8月 フレセツツ株式会社取締役 (現任)</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 余語邦彦氏は社外取締役候補者であります。
また、同氏の選任が承認された場合には、同氏は、東京証券取引所の定め
に基づく独立役員となる予定です。
3. 余語邦彦氏は、複数の会社の経営に携われた長年の豊富な経験と幅広い見
識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・
ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願い
するものであります。
4. 当社は、余語邦彦氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、同氏に
期待された役割を十分に発揮していただけるよう、会社法第427条第1項の
規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める
最低責任限度額とする責任限定契約を締結予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	河合順子 (1974年12月10日)	<p>2004年10月 弁護士登録、梅ヶ枝中央法律事務所(現 弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所)入所(現任)</p> <p>2010年5月 デューク大学ロースクール修士課程(LL. M)修了</p> <p>2010年8月 マスダ・フナイ・アイファードミッチャエル法律事務所(シカゴ)勤務</p> <p>2011年7月 ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>2011年12月 君合法律事務所(北京)入所</p> <p>2013年3月 一般財団法人ソワントータルビューティ試験センター理事(現任)</p> <p>2013年6月 北京大学ロースクール修士課程修了</p> <p>2015年1月 当社社外監査役</p> <p>2016年4月 当社社外取締役・監査等委員(現任)</p> <p>2018年3月 株式会社ブルーライン・パートナーズ社外監査役(現任)</p> <p>2019年6月 株式会社ココカラファイン社外取締役(現任)</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	うえ まつ のり ゆき 植 松 則 行 (1960年6月24日)	<p>1985年3月 等松・青木監査法人(現 有 限責任監査法人トーマツ)入 所</p> <p>1988年3月 公認会計士登録</p> <p>1999年6月 デロイトトーマツコンサルテ ィング株式会社グローバルパ ートナー</p> <p>2003年8月 株式会社電通経営企画局主管</p> <p>2008年7月 植松公認会計士事務所所長 (現任)</p> <p>2011年6月 有限会社エス・ユー・コンサ ルタント代表取締役 (現任)</p> <p>2012年5月 株式会社みらい知的財産技術 研究所監査役</p> <p>2012年6月 株式会社エヌジエーケー社外 監査役</p> <p>2013年2月 國際マネジメントシステム認 証機構株式会社監査役 (現任)</p> <p>2013年8月 コノコ医療電機株式会社監査 役</p> <p>2015年1月 当社社外監査役</p> <p>2016年4月 当社社外取締役・監査等委員 (現任)</p> <p>2016年6月 アステラス製薬株式会社社外 監査役</p> <p>2018年6月 アステラス製薬株式会社社外 取締役・監査等委員 (現任)</p> <p>2019年3月 LINE株式会社社外監査役 (現任)</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
3	鶴田英之 (1972年9月22日)	<p>1998年10月 太田昭和監査法人（現E Y新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2002年4月 公認会計士登録</p> <p>2018年2月 株式会社鶴田ビジネスパートナーズ代表取締役 (現任)</p> <p>2018年3月 鶴田公認会計士事務所所長 (現任)</p> <p>2018年4月 ナスクインターナショナル株式会社取締役</p> <p>2018年4月 株式会社スタイルラジ一監査役 (現任)</p> <p>2019年2月 株式会社アクトコール取締役・監査等委員</p> <p>2019年2月 公益財団法人つなぐいのち基金監事（現任）</p> <p>2019年3月 税理士登録</p> <p>2019年12月 ナスクインターナショナル株式会社監査役（現任）</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 河合順子氏、植松則行氏及び鶴田英之氏は社外取締役候補者であります。また、各氏の選任が承認された場合には、各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
3. 河合順子氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、河合順子氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって、4年であります。

4. 植松則行氏は、取締役として経営に関与した経験があり、公認会計士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、植松則行氏の当社社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって、4年であります。
5. 鵜田英之氏は、取締役として経営に関与した経験があり、公認会計士及び税理士としても高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、河合順子氏及び植松則行氏との間で、各氏に期待された役割を十分に発揮していただけるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。重任候補者である河合順子氏及び植松則行氏について選任が承認された場合には、同内容の契約を継続する予定であり、新任候補者である鵜田英之氏について選任が承認された場合には、同内容の契約を締結予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2016年4月22日開催の第32期定時株主総会において、年額10百万円以内とする旨のご承認をいただき現在に至っております。今般、当社は、昨今の経済情勢や経営環境の変化に伴い監査等委員である取締役の責務が増大していること等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査等委員である取締役の員数は3名であり、第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合でも、監査等委員である取締役の員数に変更はございません。

以 上

事業報告

(2019年2月1日から)
(2020年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が堅実に推移し、雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、米国の経済政策運営の影響等や中国を発端とした新型コロナウィルスの感染拡大による影響など、先行き不透明な状況となっております。

当社が属するライフエンディング市場におきましては、潜在的需要は人口動態を背景に年々増加すると推測され、「終活」の浸透が進み、ライフエンディングに対する社会的関心は日増しに高まりを見せております。しかしながら、仏壇仏具やお墓等におきましては、ユーザーの節約志向に加え、ユーザーの生活スタイルや価値観の多様化による購入商品の小型化・低価格化の傾向が継続しております。葬祭事業においても、核家族化や葬儀規模の縮小により、単価は減少傾向が続いております。

このような事業環境の中、当社はシェア拡大のための新規提携業者や、相続事業をはじめとした新サービスの開拓、既存サービスと新サービスの情報一元化のためのシステム開発、ユーザー視点に立ったコールセンターの組織改編等、数多くの施策を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は3,263,188千円（前年同期比30.3%増）、営業利益800,382千円（前年同期比7.5%増）、経常利益794,342千円（前年同期比9.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は638,784千円（前年同期比53.9%増）となりました。

なお、当社はライフエンディング事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいためセグメント別の業績の記載を省略しております。

(2) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は357,291千円で、その主なものは次のとおりであります。

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

①当連結会計年度に取得した主要設備

建物	195,687千円
工具器具備品	39,229千円
ソフトウエア仮勘定	115,571千円

②当連結会計年度において継続中の主要な設備の新設、拡充

該当事項はありません。

(4) 重要な組織再編等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第33期	第34期	第35期	第36期 (当連結会計年度)
売上高	— 千円	— 千円	2,503,866 千円	3,263,188 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	— 千円	— 千円	415,119 千円	638,784 千円
1株当たり当期純利益	— 円	— 円	11.18 円	16.87 円
総資産	— 千円	— 千円	3,040,363 千円	3,884,310 千円
純資産	— 千円	— 千円	2,614,348 千円	3,511,116 千円

(注) 当社では第35期より連結計算書類を作成しております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	第33期	第34期	第35期	第36期 (当事業年度)
売上高	1,332,179 千円	1,709,105 千円	2,477,022 千円	3,140,890 千円
当期純利益	206,312 千円	254,782 千円	443,050 千円	629,111 千円
1株当たり当期純利益	6.34 円	7.23 円	11.93 円	16.62 円
総資産	1,122,104 千円	2,461,620 千円	3,074,253 千円	3,867,480 千円
純資産	908,750 千円	2,219,603 千円	2,642,278 千円	3,524,141 千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 当社は、2016年10月1日付けで普通株式1株を4株、2018年9月1日付けで普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 対処すべき課題

当社が安定的かつ持続的な成長を実現するために、対処すべき課題は以下のとおりであります。

① コーポレートブランド価値の向上

当社が成長するためには、ユーザーから支持されるサービスを提供し続けることに加え、当社の知名度を向上させ、当社サービスを指名買いしていただける当社のファンを、一人でも多く増やしていくことが必要不可欠であると考えています。当社は、ステークホルダーに対する適切な情報開示と、積極的な広報活動及びC S R活動により、当社のコーポレートブランド価値の向上を図ってまいります。

② 当社サービスの知名度の向上と利用者数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社サービスの知名度を向上させ、新規利用者を継続的に獲得していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために、効果的な広告宣伝やメディア活動により、当社及び当社サービスの知名度を向上させること、また、当社のユーザーに当社の他のサービスにも興味を持っていただけるよう、個々のサービスの連携強化、さらに様々な業者と提携をすることで新規顧客開拓を行い、利用者の増加に取り組んでまいります。

③ ユーザーの満足度の向上

当社が成長するためには、ユーザーの満足度の向上を継続的に図っていく必要があると認識しております。当社コールセンターの拡充、ユーザーへの対応力の強化に努めるよう取り組んでいくとともに、営業体制を強化し、提携先の全国カバー率を高め、ユーザーの選択肢の増加に努めてまいります。

④ システムの安定的な稼働

当社のポータルサイトはWEBで運営されており、より快適な状態でユーザーにサービスを提供するにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。

そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保及びサーバー機器の拡充に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社におきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、今後の事業拡大を見据えた、更なる内部管理体制強化に取り組んでまいります。

⑥ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は今後の更なる成長のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であり、かつ課題であると認識しております。教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げを行っていくとともに、継続的な採用活動を通じて、当社の企業理念・風土にあった人材の登用を進めてまいります。

⑦ 更なる成長拡大に向けた、新規事業の展開について

ライフエンディング市場におけるユーザーのニーズは時代に伴って変化し、当社においてもユーザーのニーズを満たす新規事業を展開していくことが重要な課題であると認識しております。ユーザーの様々なニーズに合致したサービスの開発に、積極的に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容（2020年1月31日現在）

事業	主要製品及び事業内容
ライフエンディングサービス事業	ポータルサイトの運営、WEB制作や各種コンサルティング等

(8) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況 (2020年1月31日現在)

① 主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区

② 使用人の状況

使 用 人 数	前 期 比 増 減
115 名	+28 名

(注) 上記使用人数には、使用人兼務取締役、契約社員及び臨時従業員（パートタイマー、顧問及び派遣社員）44名は含んでおりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議 決権比率	主要な事業内容
株式会社ハウスポートクラブ	20百万円	50.2%	海洋散骨・カフェ・クルーズ事業

(注) 1. 2019年2月14日に株式会社ハウスポートクラブの一部株式を取得したことにより、同社を連結子会社といたします。

2. 株式会社鎌倉新書Care pets、株式会社鎌倉新書みんなのパソコン俱楽部については、当連結会計年度に清算結了したため、連結の範囲から除いております。

(10) 主要な借入先 (2020年1月31日現在)

借 入 先	借 入 額
朝日信用金庫	12,786 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年1月31日現在）

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 96,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 38,404,400株 |
| | (自己株式 1,027株含む) |
| (3) 株主数 | 5,803名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
清 水 祐 孝	11,458,944 株	29.8 %
株式会社 かまくらホールディングス	3,200,000	8.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,877,800	7.5
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,646,466	6.9
株式会社 SMB C 信託銀行 管理信託（A019）	1,600,000	4.2
株式会社 SMB C 信託銀行 管理信託（A020）	1,600,000	4.2
日本マスター トラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,573,000	4.1
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS-JAPAN AGGRESSIVE	1,072,800	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	983,500	2.6
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	903,300	2.4

（注）持株比率は、自己株式（1,027株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

項目	第3回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行年月日	2015年1月8日	2017年6月27日	2017年6月27日
区分	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (監査等委員を除く)
保有者数	1名	2名	1名
新株予約権の数	30個	506個	390個
新株予約権の目的となる株式の数	96,000株	202,400株	156,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償	100円	1,600円
新株予約権1個当たりの行使価格	新株予約権1個当たり 156,800円 (1株当たり49円)	新株予約権1個当たり 166,800円 (1株当たり417円)	新株予約権1個当たり 166,800円 (1株当たり417円)
権利行使期間	2017年1月9日から 2024年12月25日まで	2018年5月1日から 2024年5月10日まで	2018年5月1日から 2022年5月10日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 2	(注) 3

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者の譲渡、質入れその他一切の処分及び相続は認めない。
- ③ 新株予約権の目的たる株式が、金融商品取引所に上場された日、又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができる。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2018年1月期乃至2024年1月期のいずれかの事業年度において、営業利益が960百万円を超えた場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2018年1月期乃至2020年1月期のいずれかの事業年度において、営業利益が650百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業利益の判定においては、金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社は、2015年8月31日付けで普通株式1株を200株、2016年10月1日付けで普通株式1株を4株、2018年9月1日付けで普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権1個当たりの行使価格」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

重要な該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2020年1月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長兼会長CEO	清水祐孝	公益財団法人つなぐいのち基金 代表理事 株式会社ハウスポートクラブ 取締役 株式会社アックスコンサルティング 取締役
代表取締役COO	小林史生	全事業部門 管掌 株式会社ハウスポートクラブ 取締役
代表取締役CFO	須藤諭史	コーポレート・経営企画部門 管掌
取締役	川辺英彦	マーケティング部門 管掌
取締役 (監査等委員)	河合順子	弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士 一般財団法人ソワントータルビューティ試験センター理事 株式会社ブルーライン・パートナーズ 社外監査役 株式会社ココカラファイン 社外取締役
取締役 (監査等委員)	植松則行	有限会社エヌ・ユー・コンサルタント 代表取締役 国際マネジメントシステム認証機構株式会社 監査役 植松公認会計士事務所 所長 アステラス製薬株式会社 社外取締役・監査等委員 LINE株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	末澤和政	東部商事株式会社 非常勤監査役

- (注) 1. 2019年4月19日開催の第35期定時株主総会終結の時をもって、取締役相木孝仁氏が任期満了により退任いたしました。
2. 2019年4月19日付で、代表取締役社長兼会長清水祐孝氏は代表取締役社長兼会長CEOに、取締役小林史生氏は代表取締役COOに、取締役須藤諭史氏は代表取締役CFOにそれぞれ就任しております。
3. 取締役(監査等委員)河合順子氏、同植松則行氏及び同末澤和政氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人3名を指名しており、当該補助すべき使用人による重要会議への出席や、従業員からの定期的なヒアリングを通じて、監査等委員の監査に必要な情報収集を行い、監査等委員に隨時連携する体制を取っているため、常勤の監査等委員の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、取締役(監査等委員)河合順子氏、同植松則行氏及び同末澤和政氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役(監査等委員)河合順子氏は、弁護士の資格を有しており、主に企業法務の分野を専門分野としております。
7. 取締役(監査等委員)植松則行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 取締役(監査等委員)末澤和政氏は、長年上場会社の経営に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、各監査等委員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要	
取締役 (監査等委員を除く)	5名	103,320千円	(うち社外 一名	一千円)
取締役 (監査等委員)	3名	9,000千円	(うち社外 3名	9,000千円)

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額については、2017年4月21日開催の第33期定時株主総会決議において、年250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額については、2016年4月22日開催の第32期定時株主総会決議において、年10百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

- 取締役（監査等委員）河合順子氏は、弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所弁護士、一般財団法人ソワントータルビューティ試験センター理事、株式会社ブルーライン・パートナーズ社外監査役及び株式会社ココカラファイン社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役（監査等委員）植松則行氏は、植松公認会計士事務所所長、有限会社エス・ユー・コンサルタント代表取締役、国際マネジメントシステム認証機構株式会社監査役、アステラス製薬株式会社社外取締役監査等委員及びLINE株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役（監査等委員）末澤和政氏は、東部商事株式会社非常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 監査等委員	河合 順子	当事業年度に開催した取締役会14回すべてに出席し、また監査等委員会14回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べています。
社外取締役 監査等委員	植松 則行	当事業年度に開催した取締役会14回中13回に出席し、また監査等委員会14回中13回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べています。
社外取締役 監査等委員	末澤 和政	当事業年度に開催した取締役会14回すべてに出席し、また監査等委員会14回すべてに出席し、長年上場会社の経営に携わってきた経験と幅広い見解を踏まえ、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べ、また、監査等委員会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額 イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	19,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産 上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、以下のような内部統制システム整備の基本方針を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社はコンプライアンス規程を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- (2) 取締役及び使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- (3) 内部通報制度の利用を促進し、当社における法令・定款違反等又はそのおそれのある事実の未然防止・早期発見に努める。
- (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程に従って、取締役会に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。
- (5) 取締役及び使用人の法令・定款違反等の行為については就業規則等に基づき、適正に処分を行う。
- (6) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、リスク対策委員会が原因の究明及び再発防止策の策定を行い、内部統制委員会が取締役及び使用人に対する再発防止策の周知徹底を行う。
- (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報セキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化するとともに、情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
- (2) 取締役の職務に関する各種の文書及び帳票類等については、適用ある法令及び文書管理規程に基づき適切に作成するとともに、保存し、管理する。
- (3) 取締役の職務の執行に必要な、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録又は事業運営上の重要事項に関する決裁書類等の文書については、取締役が常時閲覧し得るものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクを適切に認識し、管理するための規程としてリスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じて有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- (2) リスク管理に関する当社の方針の策定、リスク対策の実施状況の点検及びフォロー並びにリスクが顕在化した時のコントロールを行うためにリスク対策委員会を設置する。リスク対策委員会は、審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。
- (3) 重大なリスクが顕在化した時には緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。
- (4) 取締役及び使用人に対して、リスク管理に関する教育・研修を継続的に行う。
- (5) 取締役会は、毎年リスク管理体制について検討し、必要があれば見直しを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社における業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、情報システムによる一層の統制強化を図る。当社の各部門は、関連するスタッフ部門の支援の下で、これを実施する。
- (2) 会社の意思決定方法については、職務権限規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。
- (3) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を適正かつ効率的に行う。
- (4) これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図る。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- (1) 監査等委員会は、内部監査室をして、その監査業務に協力させることができる。
- (2) 監査等委員会は、監査業務に必要な補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）の設置（地位や人数の設定を含む。）を指定することができる。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

6. 補助使用人の他の取締役からの独立性並びに監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取り、その意見を十分尊重して実施するものとする。
- (2) 補助使用人は、監査等委員会の指示に基づく業務を行うに際しては、所属する上長の指揮命令を受けないものとするとともに、内部監査室をはじめとする執行部門の有する調査権限を有し、必要に応じて取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとする。

7. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告する。
 - (2) 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告する。
 - (3) 当社は、監査等委員会への報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。
 - (2) 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて経営会議その他の重要な会議に出席する。
 - (3) 監査等委員会は、必要に応じて監査法人と意見交換を行う。
 - (4) 監査等委員会は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
 - (5) 監査等委員会は、定期的に内部監査室長と意見交換を行い、連携の強化を図る。

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社では、内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、上記体制の下、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っております。当事業年度につきましては、開示すべき重要な不備及び欠陥は発見されておりません。

(2) コンプライアンス

当社では、法令遵守体制の点検・強化を推進するため「コンプライアンス規程」に基づき、必要に応じてコンプライアンス委員会を設置し、適切に対処することができる仕組みを講じております。

(3) リスク管理

当社では、当社に関わる様々なリスクを一元的に予防、管理すること、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確な対応をすることを目的として、代表取締役を委員長とした「リスク対策委員会」を設置しております。

(4) 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

なお、当事業年度につきましては、取締役会を14回開催しております。

(5) 取締役（監査等委員）の職務執行

当社は、監査等委員会規程に基づき、原則として月1回、監査等委員会を開催しており、当事業年度においては、監査等委員会を14回開催しました。監査等委員会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査室及び監査法人と隨時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。また、監査等委員会は、当会社の取締役会への出席や代表取締役との定期的な面談に加え、監査等委員の職務を補助すべき使用人3名を指名し、経営会議等の重要な会議への出席を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年1月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	3,126,249	流 動 負 債	342,612
現 金 及 び 預 金	2,192,184	買 掛 金	497
売 掛 金	852,099	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	3,349
製 品	3,670	未 払 金	211,861
仕 備 品	1,732	未 払 法 人 税 等	66,557
貯 藏 品	594	未 払 消 費 税 等	26,377
前 払 費 用	76,539	前 受 金	19,254
そ の 他	11,888	預 金	13,624
貸 倒 引 当 金	△12,461	そ の 他	1,090
固 定 資 産	758,060	固 定 負 債	30,580
有 形 固 定 資 産	269,198	長 期 借 入 金	13,195
建 物	206,717	退 職 給 付 に 係 る 負 債	15,583
構 築 物	2,933	長 期 前 受 金	1,802
工 具 器 具 備 品	52,096		
船 舶	7,365		
そ の 他	87		
無 形 固 定 資 産	246,532	負 債 合 計	373,193
ソ フ ト ウ ェ ア	187,880	[純 資 産 の 部]	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	28,581	株 主 資 本	3,497,006
の れ ん	29,867	資 本 金	977,002
そ の 他	202	資 本 剰 余 金	937,002
投 資 そ の 他 の 資 産	242,330	利 益 剰 余 金	1,583,199
投 資 有 價 証 券	363	自 己 株 式	△198
繰 延 税 金 資 産	14,311	新 株 予 約 権	8,878
敷 金 及 び 保 証 金	226,095	非 支 配 株 主 持 分	5,232
そ の 他	1,560	純 資 産 合 計	3,511,116
資 産 合 計	3,884,310	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,884,310

連 結 損 益 計 算 書

(2019年2月1日から)
(2020年1月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売上高	3,263,188
売上原価	1,083,014
売上総利益	2,180,174
販売費及び一般管理費	1,379,791
営業利益	800,382
営業外収益	
受取利息	39
為替差益	40
保険解約返戻金	6,635
その他	1,979
	8,694
営業外費用	
支払利息	416
保険解約損	8,906
調査費用	4,505
その他	905
	14,734
経常利益	794,342
特別利益	
投資有価証券売却益	41,032
事業譲渡益	1,636
	42,668
特別損失	
投資有価証券評価損	10,361
固定資産除却損	11,542
税金等調整前当期純利益	21,903
法人税、住民税及び事業税	171,850
法人税等調整額	14,671
当期純利益	815,107
非支配株主に帰属する当期純損失	186,521
親会社株主に帰属する当期純利益	628,586
	10,197
	638,784

連結株主資本等変動計算書

(2019年2月1日から)
(2020年1月31日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	792,706	752,706	1,056,727	△123	2,602,016
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	184,296	184,296			368,593
剩 余 金 の 配 当			△112,312		△112,312
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			638,784		638,784
自 己 株 式 の 取 得				△75	△75
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	184,296	184,296	526,472	△75	894,989
当 期 末 残 高	977,002	937,002	1,583,199	△198	3,497,006

	新株予約権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	12,332	-	2,614,348
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			368,593
剩 余 金 の 配 当			△112,312
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			638,784
自 己 株 式 の 取 得			△75
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△3,454	5,232	1,778
当 期 変 動 額 合 計	△3,454	5,232	896,768
当 期 末 残 高	8,878	5,232	3,511,116

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ①連結子会社の数 1社
②連結子会社の名称 株式会社ハウスポートクラブ
③連結範囲の変更 当連結会計年度より、株式の取得により株式会社ハウスポートクラブを連結の範囲に含めております。
株式会社鎌倉新書Care petsおよび株式会社鎌倉新書みんなのパソコン俱楽部は、清算に伴い連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

2. 持分法適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券 その他有価証券 移動平均法による原価法
(時価のないもの)
- ②たな卸資産
- a. 製品、仕掛品 移動平均法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - b. 貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産 定率法。ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 15～38年 |
| 工具器具備品 | 4～15年 |
| 船舶 | 7～9年 |
- ②無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ②消費税等の処理方法 税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

III. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 34,534千円

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 38,404,400株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,027株

3. 新株予約権に関する事項

当連結会計年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,768,800株

4. 配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株あたりの配当額	基準日	効力発生日
2019年 4月19日	普通株式	利益剰余金	112百万円	3円	2019年 1月31日	2019年 4月22日

当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌年度となるもの
2020年4月17日開催の第36期定期株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株あたりの配当額	基準日	効力発生日
2020年 4月17日	普通株式	利益剰余金	115百万円	3円	2020年 1月31日	2020年 4月20日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は必要な資金を主に自己資本で調達しております。資金運用については安全性の高い銀行預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を確認することにより、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金繰り予測を作成する等の方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年1月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,192,184	2,192,184	—
(2) 売掛金	852,099		
貸倒引当金 ^(※1)	△12,461		
	839,637	839,637	—
資産計	3,031,822	3,031,822	—
(1) 買掛金	497	497	—
(2) 未払金	211,861	211,861	—
(3) 未払法人税等	66,557	66,557	—
(4) 未払消費税等	26,377	26,377	—
(5) 長期借入金 ^(※2)	16,544	16,931	387
負債計	321,837	322,224	387

（※1） 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2） 1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済又は納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難だと認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	363
敷金及び保証金（※2）	226,095

（※1）非上場株式については市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

（※2）敷金及び保証金は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象としておりません。

(注 3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,192,184	—	—	—
売掛金	852,099	—	—	—
合計	3,044,283	—	—	—

(注4) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）の決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	3,349	3,515	2,712	2,102	1,980	2,886

VI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	91円06銭
1株当たり当期純利益	16円87銭

VII. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社ハウスポートクラブ

事業内容：海洋散骨・カフェ・クルーズ事業

②企業結合を行った主な理由

ハウスポートクラブ社は、東京湾を中心に海洋散骨を施行する企業であり、江東区で終活コミュニティ「ブルー・オーシャン・カフェ」を運営するなど、地域に密着した終活・供養事業を展開しております。

お客様の供養スタイルが多様化している状況に鑑みて、当社としても幅広い選択肢をお客様にご提供できるよう努めてまいります。

③企業結合日

2019年2月14日（株式取得日）

2019年2月1日（みなし取得日）

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

変更ありません。

⑥取得した議決権比率

50.2%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年2月1日から2020年1月31まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得対価 現金 50,400千円

取得原価 50,400千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 3,000千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

34,845千円

②発生原因

期待される将来の収益力に関連して発生したものです。

③償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額並びに主な内訳

流動資産 37,390千円

固定資産 23,593千円

資産合計 60,984千円

流動負債 8,478千円

固定負債 21,520千円

負債合計 29,999千円

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 本連結計算書類中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年1月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資 産 の 部]		[負 債 の 部]	
流 動 資 産	3,107,587	流 動 負 債	327,756
現 金 及 び 預 金	2,177,037	買 掛 金	497
売 掛 金	852,089	未 払 金	205,893
製 品	2,920	未 払 法 人 税 等	66,759
仕 掛 品	1,732	未 払 消 費 税 等	23,673
貯 藏 品	594	前 受 金	16,328
前 払 費 用	73,131	預 り 金	13,511
関 係 会 社 未 収 入 金	1,038	そ の 他	1,090
そ の 他	11,503	固 定 負 債	15,583
貸 倒 引 当 金	△12,461	退 職 給 付 引 当 金	15,583
固 定 資 産	759,893	負 債 合 計	343,339
有 形 固 定 資 産	253,402	[純 資 産 の 部]	
建 物	201,659	株 主 資 本	3,515,263
工 具 器 具 備 品	51,743	資 本 金	977,002
無 形 固 定 資 産	212,941	資 本 剰 余 金	937,002
ソ フ ト ウ エ ア	184,157	資 本 準 備 金	937,002
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	28,581	利 益 剰 余 金	1,601,457
そ の 他	202	利 益 準 備 金	16,759
投 資 そ の 他 の 資 産	293,548	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,584,698
投 資 有 価 証 券	363	繰 越 利 益 剰 余 金	1,584,698
関 係 会 社 株 式	53,400	自 己 株 式	△198
繰 延 税 金 資 産	14,311	新 株 予 約 権	8,878
敷 金 及 び 保 証 金	223,934		
そ の 他	1,540	純 資 産 合 計	3,524,141
資 産 合 計	3,867,480	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,867,480

損 益 計 算 書

(2019年2月1日から)
(2020年1月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売上高	3,140,890
売上原価	997,566
売上総利益	2,143,324
販売費及び一般管理費	1,314,175
営業利益	829,148
営業外収益	
受取利息	38
為替差益	40
保険解約返戻金	6,635
その他	1,245
	7,959
営業外費用	
支払利息	34
保険解約損	8,906
調査費用	4,505
その他	522
経常利益	13,968
特別利益	823,138
投資有価証券売却益	41,032
事業譲渡益	1,636
	42,668
特別損失	
投資有価証券評価損	10,361
固定資産除却損	11,542
税引前当期純利益	21,903
法人税、住民税及び事業税	171,693
法人税等調整額	43,098
当期純利益	214,791
	629,111

株主資本等変動計算書

(2019年2月1日から)
(2020年1月31日まで)

(単位 千円)

資本金	株主資本							
	資本剩余金		利益剩余金			自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益剩余金	繰越利益剩余金			
当期首残高	792,706	752,706	752,706	5,527	1,079,129	1,084,657	△123	2,629,946
当期変動額								
新株の発行	184,296	184,296	184,296					368,593
剩余金の配当				11,231	△123,543	△112,312		△112,312
当期純利益					629,111	629,111		629,111
自己株式の取得							△75	△75
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	184,296	184,296	184,296	11,231	505,568	516,799	△75	885,317
当期末残高	977,002	937,002	937,002	16,759	1,584,698	1,601,457	△198	3,515,263

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	12,332	2,642,278
当期変動額		
新株の発行		368,593
剩余金の配当		△112,312
当期純利益		629,111
自己株式の取得		△75
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△3,454	△3,454
当期変動額合計	△3,454	881,862
当期末残高	8,878	3,524,141

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関係会社株式 …… 移動平均法による原価法

② その他有価証券 …… 移動平均法による原価法
(市場価格のないもの)

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、仕掛品 …… 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 貯蔵品 …… 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 定率法。ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～38年

工具器具備品 4～15年

(2) 無形固定資産 …… 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法 … 税抜方式によっております。

II. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

III. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	30,891千円
----------------	----------

IV. 損益計算書に関する注記

子会社との取引高

子会社との取引高は下記のとおりです。

営業取引による取引高

売上高	54千円
仕入高	1,000千円
販売費及び一般管理費	30千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,027株
------	--------

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	7,315千円
棚卸資産評価損	649〃
有価証券評価損	4,078〃
貸倒引当金	3,815〃
退職給付引当金	4,771〃
その他	2,224〃
繰延税金資産小計	22,855千円
評価性引当額	8,543〃
繰延税金資産合計	14,311千円

VII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社の名称	議決権等の所有/被所有割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社神奈川こすもす（注1）	—	斡旋サービス提供先	葬儀の斡旋	15,609	売掛金	3,387
	洛王セレモニー株式会社（注1）	—	斡旋サービス提供先	葬儀の斡旋	15,650	売掛金	2,284

- (注) 1. 当社代表取締役社長兼会長CEO清水祐孝の近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の100%を直接所有しております。
 2. 上記取引については、一般的な取引条件と同様に決定しております。
 3. 上記金額のうち、取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	91円54銭
1株当たり当期純利益	16円62銭

IX. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

連結注記表「企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

X. 重要な後発事象に関する注記

該当はありません。

(注) 本計算書類中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年3月18日

株式会社 鎌倉新書
取締役会 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神山宗武㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大屋浩孝㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鎌倉新書の2019年2月1日から2020年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鎌倉新書及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年3月18日

株式会社 鎌倉新書
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神山宗武㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大屋浩孝㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鎌倉新書の2019年2月1日から2020年1月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年2月1日から2020年1月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員及び監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、会社の取締役及び使用人を通じて子会社の事業報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会において承認された内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月18日

株式会社鎌倉新書 監査等委員会

監査等委員 植 松 則 行 ㊞

監査等委員 河 合 順 子 ㊞

監査等委員 末 澤 和 政 ㊞

(注) 監査等委員河合順子氏、同植松則行氏及び同末澤和政氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋一丁目3番13号

東京建物日本橋ビル3階

コングレススクエア日本橋 コンベンションホール C・D

(昨年の会場より変更となっておりますので、下記の会場ご案内図をご参照の上ご来場をお願い申し上げます。)



＜交通のご案内＞

「日本橋駅」 B9出口 直結(東京メトロ東西線・東京メトロ銀座線・都営浅草線)

「三越前駅」 B5出口 徒歩約3分(東京メトロ半蔵門線)

「東京駅」 八重洲北口 徒歩約10分 日本橋口 徒歩約5分 (JR線)

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウィルスに関するお知らせ

新型コロナウィルスの感染の可能性が懸念されております。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。